



KPMG 税理士法人
Contact Us

KPMG Tax メールマガジン

No.79 – October 1, 2014

税務情報

このメールマガジンでは、外国人旅行者向け消費税免税制度の改正、消費税率の10%への引上げに伴う経過措置及び年金受給権の評価に係る取扱いの変更についてご紹介します。

外国人旅行者向け消費税免税制度の改正

2014年度税制改正により、10月1日から、従来免税販売の対象となっていなかった消耗品を含めた全ての品目が消費税免税の対象となるとともに、手続きに必要な書類等の様式が弾力化されます。

経済産業省は、新制度の開始にあわせ、訪日外国人旅行者や海外に対する免税制度の周知、免税店拡大に向けた小売事業者への情報発信の強化に取り組むとしています。

【経済産業省】

[改正「外国人旅行者向け消費税免税制度」いよいよ始まります！～潜在的な需要を喚起し経済活性化へ～](#)

[Revised Consumption Tax Exemption \(Tax-free\) Program for Foreign Visitors to Start -For Stimulating Potential Demand and Invigorating the Japanese Economy-](#)

観光庁及び日本政府観光局のホームページにも、以下のサイトが10月1日に開設されています。

【観光庁】

[さあ、免税店事業者になろう！](#)

事業者向けのサイトです。免税店とは何か、免税店になるにはどうすればよいか、免税店シンボルマークとは何か等の免税店に関する情報がワンストップで提供されています。

【日本政府観光局】

[Japan. Tax-free Shopping Guide / Japan. Tax-free Shop List](#)

外国人観光客向けのサイトです。免税手続や免税制度の改正ポイント等を分かりやすく説明するための映像やQ&A が掲載されています。(英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語)

【国税庁】

[輸出物品販売場制度の改正について\(平成 26 年 4 月\)\(PDF/327KB\)](#)

[輸出物品販売場制度に関する Q&A\(平成 26 年 8 月\)\(PDF/622KB\)](#)

消費税率 10%への引上げに伴う経過措置－改正政令の公布

2015 年 10 月からの消費税率 10%への引上げの是非は、12 月上旬に最終決定されるといわれていますが、これに先駆け、消費税率 10%への引上げに伴う経過措置に関する規定を含む改正政令が 9 月 30 日に公布されました。

この政令による経過措置の内容は、8%への引上げ時の改正政令(2013 年 3 月 13 日公布)とほぼ同様ですが、家電リサイクル法に基づくりサイクル料金に関する経過措置が新たに設けられています。

【インターネット版官報ホームページ】

[平成 26 年 9 月 30 日付\(号外第 216 号\)](#)

消費税法施行令の一部を改正する政令(政令第 317 号)

国税庁－「年金の方法により支払いを受ける保険金の支払請求権(受給権)の相続税法上の評価の取扱いの変更について」を公表

国税庁は 9 月 29 日、表題の「お知らせ」を公表し、年金の方法により支払いを受ける保険金の支払請求権(受給権)の相続税法上の評価の取扱いを変更することを明らかにしました。

【従前の取扱い】

年金の方法により支払いを受けることが定められた生命保険契約で、相続開始の時に、年金の種類、年金の支払期間、支払金額の総額、一年間に支払いを受けるべき金額等が定まっていない場合における、その保険金の支払請求権(受給権)

→ 相続税法第 22 条(評価の原則)の規定に基づき、その保険金を一時金で支払いを受ける場合の金額により評価

【変更後の取扱い】

相続開始の時には、年金の種類、年金の受給期間等が定まっていない年金の方法により支払いを受ける生命保険契約であっても、契約者が年金の方法により死亡保険金の支払を受ける契約を締結し、かつ、死亡保険金の支払事由の発生後に死亡保険金の受取人が年金の種類、年金の受給期間等を指定することが契約により予定されている生命保険契約に係る死亡保険金の支払請求権(受給権)

→ 受取人が相続開始後、受給開始前に指定を行ったことにより確定した年金の種類、受給期間等を基礎として相続税法第 24 条^(*)(定期金に関する権利の評価)の規定を適用して算定

(*) 2010 年度改正前の相続税法第 24 条の規定を含む。(相続税法第 24 条による評価額は、実際の受取金額の現在価値に比べ非常に低いものとなるといった問題等があり、2010 年度に改正されています。)

この変更後の取扱いは過去に遡って適用され、この取扱いの変更を知った日の翌日から 2 ヶ月以内に更正の請求の手続をすることにより、相続税又は贈与税の還付を受けられる場合があることも、「お知らせ」に明記されています。

【国税庁】

[年金の方法により支払いを受ける保険金の支払請求権\(受給権\)の相続税法上の評価の取扱いの変更について](#)

info-tax@jp.kpmg.com

Privacy & Disclaimer

<http://www.kpmg.com/jp/ia/pages/legal.aspx>

<http://www.kpmg.com/jp/ia/pages/privacy.aspx>

KPMG Tax Corporation, Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6012

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.